

雑誌掲載論文紹介

EU における EUA と AAU の余剰*

日本エネルギー経済研究所 地球環境ユニット研究主幹 田上 貴彦

7 月、英国の環境 NGO のサンドバッグは欧州域内排出量取引制度 (EU-ETS) に関する報告書を発表し、第 2 フェーズを通じた産業部門への過剰割当は 8 億 5500 万 t と計算され、そのうち 6 億 7200 万 t がバンキングされ第 3 フェーズに繰り越される見込みであるとした。6 月に公表された省エネ指令案の影響評価でも、ETS への影響として、モデルによって排出量の減少と ETS 価格の低下が予測されている。

一方、国際交渉の場では、6 月にドイツ・ボンで開かれた AWG-KP (京都議定書の下での特別作業部会) で、余剰 AAU (初期割当量) の繰り越しに関して、繰り越しにキャップをかけ特定のパーセントまでにする、余剰 AAU の使用を国内遵守に制限するなどのオプションが検討された。

このように排出枠余剰が関心を集める中、EU ではどのような実情となっているかについて概説することにする。

AAU と EUA

EU-ETS では EUA といわれる排出枠が規制対象施設に配分されるが、これは京都議定書で排出削減義務を負う国が、基準年の排出量と排出削減義務を踏まえて発行する AAU を変換したものである。排出量取引制度のない日本では、日本政府が発行した AAU はすべて日本政府が保有しているが、EU では、EU-ETS 規制対象施設に対しては、AAU から変換された EUA が配分され、残った AAU を政府が保有し、非 ETS 部門の排出削減目標の達成に充てることになる。

ETS 部門と非 ETS 部門

4 月に EU-ETS の 2010 年検証排出量が公表され、5 月に EU 各国の 09 年排出量のインベントリが出揃ったことから、これらを使って各国の遵守状況を検討してみよう。

ここでは、国全体の AAU と EUA の余剰 (不足) を ETS 部門と非 ETS 部門に分けて 08 年と 09 年について見てみる。ETS 部門の EUA 余剰 (不足) は ETS 部門への無償割当量から ETS 部門の検証排出量を引いたものとなる。一方、非 ETS 部門の AAU 余剰 (不足) は、国全体の AAU 余剰 (不足) から ETS 部門の EUA 余剰 (不足) を引いたものになる。

ETS 部門全体では、08 年は 1 億 4900 万 t の EUA 不足だったのに対して、09 年は一転

* 本稿は、月刊 Business i. ENECO (2011 年 10 月号) に掲載された原稿について転載許可を得て、一部修正の上で掲載しております。

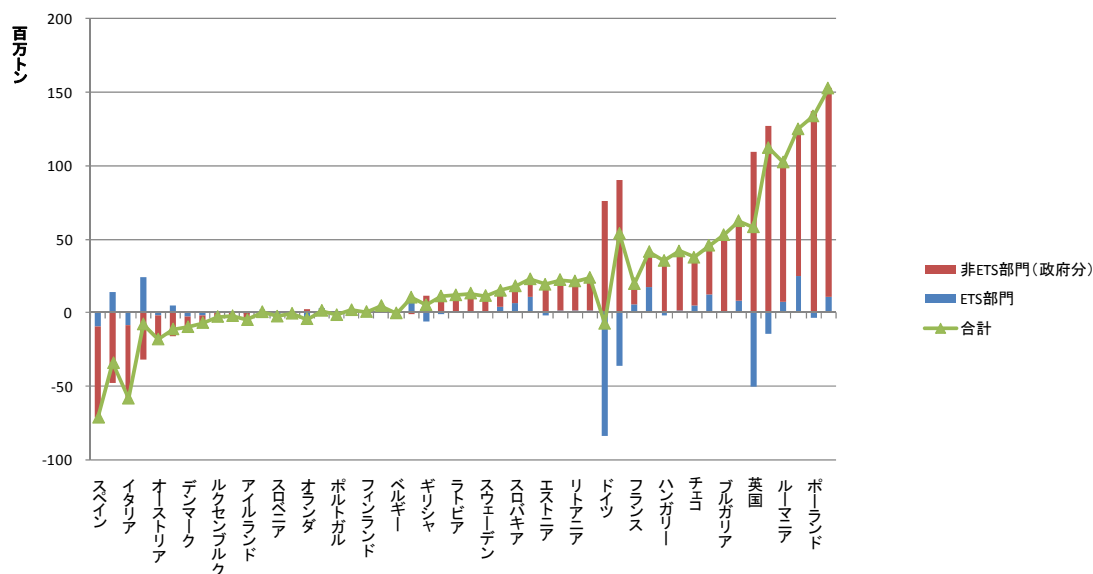
して 1 億 600 万 t の余剰となった。活動タイプ（業種）別では、電力などが 2 億 5400 万 t・1 億 1300 万 t の EUA 不足である一方、鉄鋼が 5200 万 t・8900 万 t、セメントなどが 2100 万 t・6100 万 t の EUA 余剰であった（いずれも 08 年・09 年）。

図は、国ごとに ETS 部門・非 ETS 部門に分けて AAU と EUA 余剰を示したものである。負の値は不足を表す。また、各国の棒グラフのうち、左側が 08 年、右側が 09 年である。興味深いのは、ETS 部門と非 ETS 部門とが正負に分かれるドイツ・英国とスペイン・イタリアである。

ドイツ・英国とスペイン・イタリア

ドイツ・英国では、ETS 部門が EUA 不足の状態にあり、その分、非 ETS 部門・政府分の AAU 余剰が拡大している。主に電力部門で EUA が不足している。政府が国全体の排出量に対応する場合に比べて、ETS 部門の排出超過分については CER（国連認証の排出権）、購入 EUA などにより相殺されるため、その分、政府が対応すべき排出量が減少する。その原因としては、電力部門に厳しい割当が行われたこと、国全体に占める電力部門の排出量の割合が相対的に大きいことなどが考えられる。

EU 各国の ETS 部門・非 ETS 部門別排出枠余剰¹



(注：国ごとに 2 本ある棒グラフのうち、左側が 2008 年、右側が 2009 年の排出枠余剰（不足）を示す。)

¹ EU 各国のインベントリデータならびに EU-ETS の検証排出量および割当量報告書から作成。

ドイツは年 4000 万 t、英国は年 1700 万 t をオークションすることになっている。政府から ETS 部門に AAU が EUA として移転するため、この分、ETS 部門の EUA 不足と非 ETS 部門の AAU 余剰の両方が少なくなるが、資金面では、4000 万 t、1700 万 t 分が ETS 部門から支払われ政府の収入となっている。2009 年の ETS 部門の EUA 不足、政府の AAU 余剰の増分は、ほぼこの量に見合っている。

一方、スペイン・イタリアでは、ETS 部門が EUA 余剰の状態にあり、その分、非 ETS 部門の AAU 不足が拡大している。余剰にあるのは主に鉄鋼・セメント部門であり、ETS 部門に EUA が貯められ、それを相殺するのに政府側でクレジット調達が必要となる。

余剰排出枠の行方

ETS 部門の余剰 EUA は第 2 フェーズから第 3 フェーズに繰り越して、第 3 フェーズでの提出（遵守）に使うことができるが、非 ETS 部門の余剰 AAU の行方はどうなるであろうか。

2020 年目標に向けた排出量削減の加盟国間の努力分担に関する決定（いわゆるエフォートシェアリング決定）では、EU 加盟各国は毎年、その排出量（ETS 指令対象の排出量を除く）を 20 年の値に向けて直線的に抑制しなければならない。13～20 年の期間中は、キャリーフォワード（ボローイング）、キャリーオーバー（バンキング）、年間排出割当量の加盟国間の移転、プロジェクトからのクレジットの使用が認められているが、12 年以前の余剰 AAU の使用に関する規定はないことから、その使用は認められていないと考えるのが妥当であろう。

つまり、12 年までに生じた余剰 AAU については国際排出量取引で EU 外に販売しない限り、政府の余剰 AAU は死蔵されることになる。

ETS 部門と非 ETS 部門との負担分担

非 ETS 部門の余剰 AAU が死蔵されるとすると、適切な割当が行われなかったことにより、ETS 部門（特に電力）に課された負担とそれを転嫁された消費者・企業の負担が結果的に無駄になったことになる。

2013 年以降も、国際的枠組みは明らかになっていないが、ETS 部門の目標と非 ETS 部門の目標が画然と分けられているため、ETS 部門が EUA 不足で、非 ETS 部門に余裕があっても、それを ETS 部門に使用することはできず、全体としてのコストは増加することになる。さらに、発電事業には無償割当が行われなため、死蔵の規模が大きくなる可能性もある。

お問合せ : report@tky.ieej.or.jp